

# めーぷる



「頼れる街の法律家！東京都行政書士会品川支部の活動報告」  
地元密着！町会、自治会、商店街、高齢者クラブ等との連携強化！！

## もくじ

- P2・・・・・・・・活動報告—無料相談会—
- P3・・・・・・・・活動報告—図書館講座—
- P4.5・・・・・・・・わが町紹介「いにしへの五反田を訪ねて」
- P6・・・・・・・・法教育活動 中学生と考える「きまり」って窮屈？ それとも必要？
- P7・・・・・・・・「品川区町会・自治会運営事務サポート」開始！
- P8・・・・・・・・品川支部行政書士の無料相談のご案内



私たち行政書士会品川支部では、「街の法律家」として区民や中小企業に寄り添い、問題の解決に当たることを信条に日々の活動をしています。皆さまのお近くで開催された時には、日々のお困り事や地域の問題をぜひ私たちに相談ください。

### 「品川区との防災協定を締結！」

2019年3月14日、品川区長室において、濱野区長（写真中央）、金子支部長（左）、小川政連支部長（右）が一堂に会しての記念撮影。



## こんなことをお悩みの方、行政書士にご相談ください。

- 事業を始めたいのだが、会社の作り方を知りたい。
- 飲食店を始めたいのだが、営業許可が必要なの？
- 相続手続きってどんなことをすれば良いの？
- 契約書を作ったけど、これで良いのか心配…
- 交通事故にあったが、何をすれば良いのかな？
- 外国人と結婚したいけど、どんな手続きが必要？
- 車庫証明や車の名義変更の手続きをしたいのだが…
- 訪問販売で高い買物をしてしまったけど解約できるの？
- 遺言書を作りたいのだけど…
- 親が認知症かも。成年後見制度を利用したいのだが…
- 空き家のことで困っているのだが…
- 私のホームページに載せた写真がそのまま利用されているけど、どうしたら良いの？



相談するには



# 活動報告 ー無料相談会ー



令和元年  
8月25日  
戸越銀座

## 「『第22回とごしぎんざまつり』無料相談ブース出展！」

昨年に引き続き、戸越銀座商栄会商店街連合会様のご厚意により、今年も広報の一環として相談ブースを出展いたしました。行政書士会のマスコットキャラクター「ユキマサ君」も参加してくれました。



令和元年  
9月29日  
北品川

## 「品川さむらい会街頭相談会@しながわ宿場祭り」

2019年9月29日（日）に開催されました「しながわ宿場まつり2019」に他士業無料相談会としてブースを出店しました。

※「品川さむらい会」とは、品川区に事務所を構える士業（司法書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、行政書士）の他士業連携の会です。



令和元年  
10月14日  
大崎

## 「第32回『しながわ夢さん橋2019』相続・遺言無料相談会開催！」

2019年10月14日（月祝）、第32回「しながわ夢さん橋2019」に無料相談のブースを出店しました。今回は台風の影響により、急きょ日程変更となり規模も縮小しての開催となりました。

相談内容は相続・遺言だけでなく外国人、許認可等の相談も合同で行いました。

あいにくの雨でしたが、品川支部広報誌の「めーぶる」も含め100部以上配布することができ、行政書士のPRをすることができました。



東京都行政書士会品川支部 TEL 03-3490-1650 FAX 03-6807-2580



## 行政書士に相談するには

- 支部では、常時電話でのご相談を受け付けております。まずはお気軽にお電話ください。事務所に来ていただくか、お近くの行政書士がご自宅等にご訪問してお話をうかがい、必要なアドバイスをいたします。
- 支部では、品川区役所第3庁舎3階区民相談室で第1～4金曜日午後1時より4時まで行政書士相談を行っております。予約は電話 03-3777-1111（区代表電話）で区民相談室へお願いします。



# 活動報告 一図書館講座一



令和元年  
8月22日  
五反田図書館

## 「行政書士による知って役立つ講演会」

五反田図書館（開催は五反田文化センター）にて開催しました。当日は21名の方にお越しいただきました。前半は「認知症とその家族を保護するための法的制度（成年後見・家族信託）やエンディングノート、デジタル遺品」について、後半は「相続・遺言」について話しました。



令和元年  
11月18日  
八潮図書館

## 「行政書士による知って役立つ講演会」

八潮図書館にて開催しました。当日は25名の方にお越しいただきました。相続、遺言、民法改正、成年後見、家族信託などについて話しました。



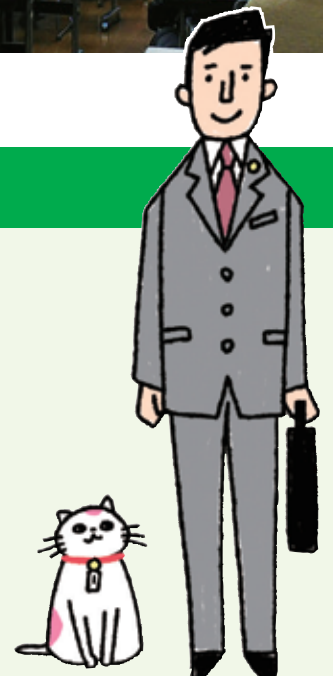
令和2年  
1月23日  
荏原図書館

## 「行政書士による「相続」と「終活」ミニ講座」

荏原図書館にて開催しました。当日は28名の方にお越しいただきました。前半は「終活とエンディングノート」について、後半は「相続のお話」と称して具体例を用いながら、法定相続人、法定相続分、遺言の書き方、遺留分などについて話しました。。



- 支部では、区の各町会自治会、高齢者クラブ等にご協力いただき、これらの会の要請により、相談会を随時開催しています。ご自分の所属する町会自治会、高齢者クラブ等にご照会ください。





# わが町紹介

# いにしえの五反田を訪ねて



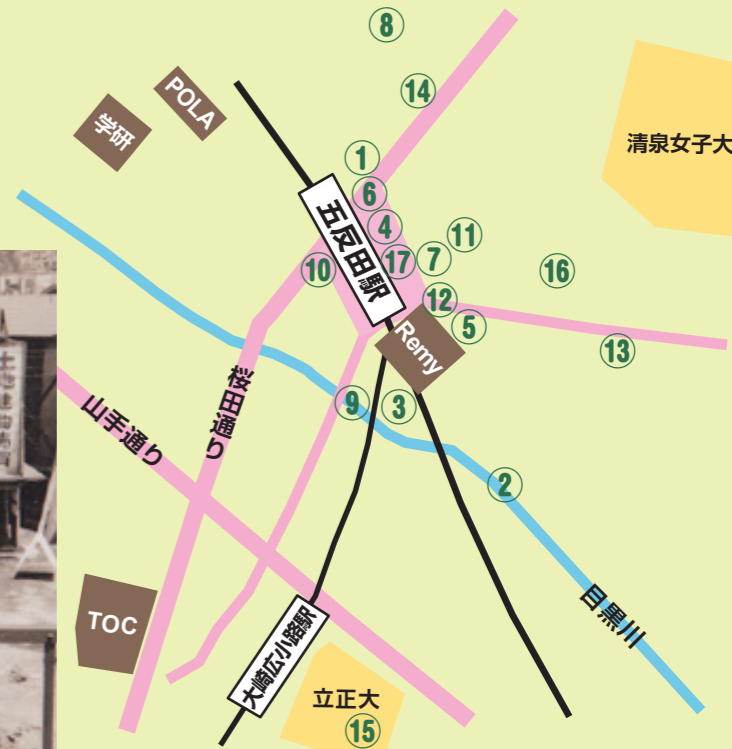
① 大正時代の五反田駅から島津山方面



今号からスタートした「わが町紹介」。第1回目は五反田です。品川区マイスター認定店・岡崎写真館より貴重な写真をご提供いただきました。最近「五反田バレー」として注目を浴び、発展目まぐるしい五反田の町の「いにしえの姿」をご紹介します。本誌を片手に現地に行って、今の五反田の風景と照らし合わせて想像してみるのも楽しそうですね。



⑥ 昭和30年代半ば、五反田駅ホームより桜田通り方向



※ 地図上の番号は写真のおおよそ撮影ポイントです。



② 大正時代の目黒川



③ 昭和15年頃



④ 昭和30年頃



⑫ 昭和38年頃



⑯ 昭和45年頃



⑤ 昭和35年頃



⑦ 昭和30年代



⑧ 昭和38年頃美智子妃生家



⑬ 昭和40年頃



⑭ 昭和40年頃



⑨ 昭和30年代後半



⑩ 昭和30年代後半



⑪ 昭和30年代



⑮ 昭和40年頃



⑰ 昭和50年頃

**家族の歴史を伝える写真館**  
 写真をご提供いただいた岡崎写真館は、五反田駅東口徒歩3分、今年で創業91年目。品川区マイスター店にも認定されています。店主の伊藤田さんは、さりげない話術で被写体から「自然な良い表情」を引き出す人物写真の名手です。家族写真やプロフィール写真、遺影写真の相談にお薦めです。  
 品川区東五反田一―二―一九  
 電話〇三―三四四五―一五〇五



法教育活動・・・中学生と考える「きまり」って窮屈？ それとも必要？



# もしも世の中にきまりがなかったら・・・

東京都行政書士会品川支部は、平成23年から区内の小中学校にて「法教育授業」を実施しています。

法教育とは「法律専門家でない人々に対する、法に係わる基本的な知識、考え方、さらにはそれに必要な技能等の教育」のことを言い、「ある事象が法的に正しいか否かを学ぶ」のではなく、「法とはなにか、なぜあるのかを考える」ことを中心とした内容が特徴です。

現在は品川区立品川学園の7年生(中学1年生)に対し、毎年1回「メディアセンター(図書館)のきまり」を題材として「きまりがなかったらどうなる」「きまりがあることによる不都合はないか」「不都合があるなら、どうすれば解消できるか」と言った流れで、話し合いを交えた授業を行っています。

はじめ、生徒達は「きまり」と聞くと「自分たちを縛るもの」や「窮屈な感じがする」と答えます。それが、授業を行った後には「縛るもの、窮屈な感じではあるけど、みんなのため、そして自分のためにも必要なものなんだな」と言った感想を出してくれます。これは小さな変化かもしれませんが、「きまり」に対しての考え方が変わることが、成長過程においては勿論、社会に出た後も良い影響を与えてくれるのではないかと考えています。

他にも、授業の中で「メディアセンターのきまりが無かったらどうなるか？」と言った質問には「置いてある本をインターネットで売る」との答えが



あったり、「メディアセンターをもっと便利に使える決まりはないかな？」と言った質問には「貸し出し窓口をAI化する」と言ったように、講師が生徒達と同じ年の頃には考えもしなかった答えが多く出てくるのも興味深いところです。

このように、毎年の授業で「きまりに対する生徒達の変化」を目の当たりにすることに、私達は確かな手ごたえを感じています。

今後は現在の授業内容を更に良いものにすることや、様々な年齢層に対応した内容を考案し、品川区の皆様への「法的な基礎作り」のお手伝い出来るように活動を進めて行きたいと考えています。



## 参加された皆さんの感想

- ・私は最初、きまりはなんであるんだろうと思っていました。でも、今日の授業でみんなの幸せのためにきまりが必要と分かりました。
- ・今日はメディアセンターを例として考えたけど、将来会社をつくったりするときに今日のようなことを考えながらやってみたい。
- ・きまりはないと困るけど、たくさん有りすぎたり厳しかったりするとそれはそれで困るから「きまり」は難しいと思った。相手のことも考えるのが大切だと思った。程よいきまりが良いと思った。
- ・きまりは便利なことも不便なこともあるけど、みんなの幸せを守るためには必要だと思いました。自分のことだけを考えるのではなく周りの人のことを考えることが大切だということが分かりました。



# 「品川区町会・自治会運営事務サポート」開始!

令和元年(2019)6月に品川区と東京都行政書士会品川支部は「品川区町会・自治会運営事務サポート補助金に関する協定」を締結し、7月1日より「町会・自治会運営事務サポート事業」を開始いたしました。

## 1. 対象

品川区内の全町会・自治会

## 2. 事業概要

町会・自治会からの要請に応じて、会の運営において必要な事務的作業等を行政書士が代行することで、町会・自治会の役員の負担軽減を図る。

## 3. 費用

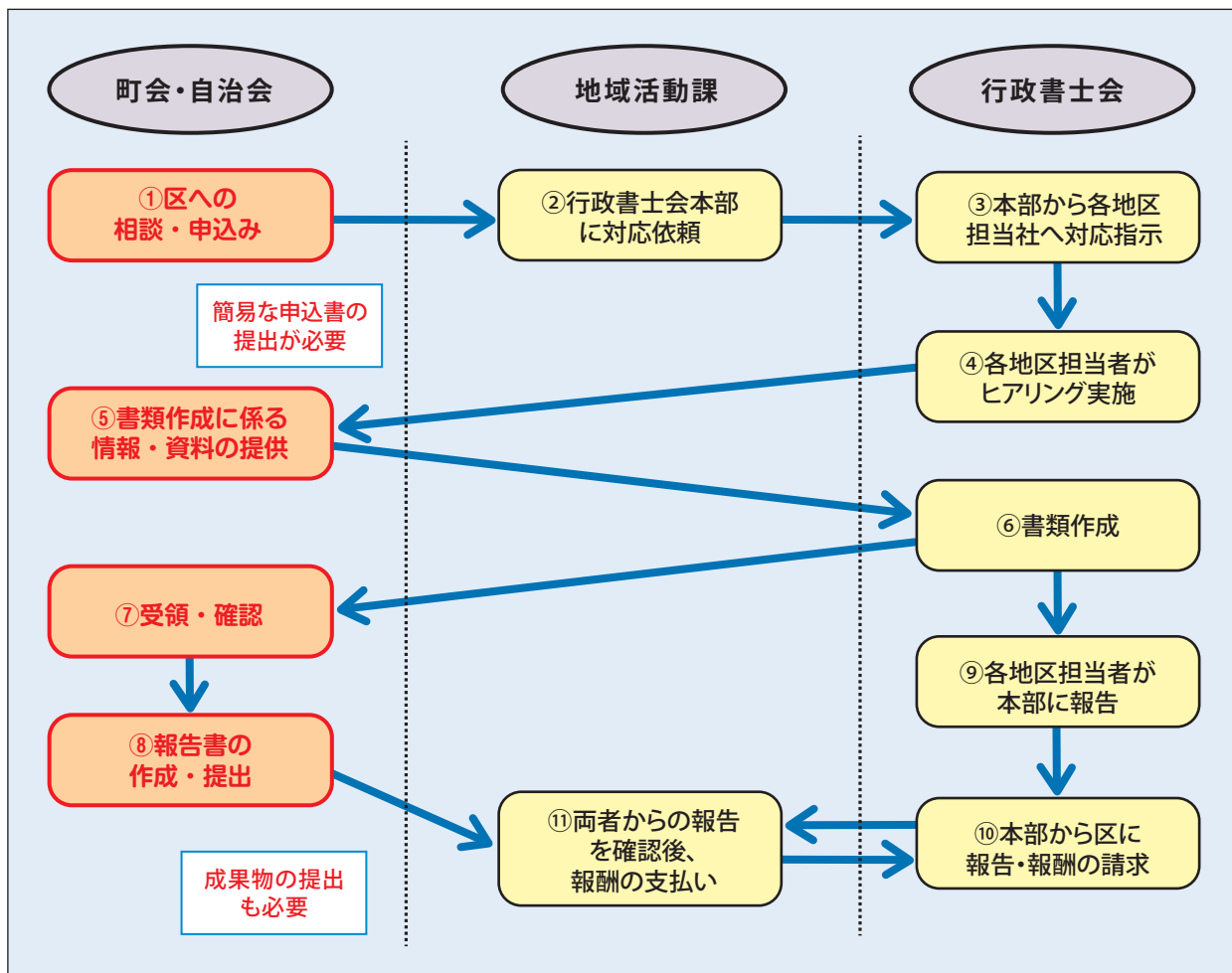
区が行政書士会に直接報酬を支払うため、町会・自治会の負担額はなし。

補助率 経費の1/1以内(上限60,000円)

※各町会・自治会の年間活用件数に制限あり

## 4. お問い合わせ先

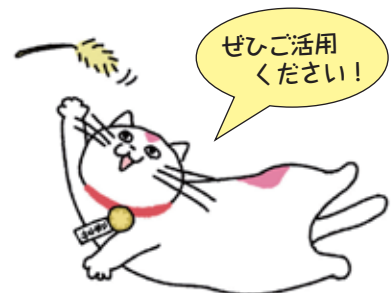
・地域活動課 地域支援係 電話: 5742-6648  
もしくは最寄りの地域センターへお問い合わせください。



### <具体的な支援内容>

①町会・自治会の運営に関する書類の作成  
(例: 会則、予算書、決算書、議事録、その他の運営に関する書類)

②補助金申請書類の作成(代理申請を含む)  
(例: 地域の底力発展事業助成、地域見守り活動事業補助金、児童参加地域事業補助金、その他の補助金申請書類)



そうだ  
行政書士に相談しよう！

## 品川支部の行政書士による **無料** 相談



毎月、毎週  
やっています 🐾

東京都行政書士会品川支部は、品川区広報広聴課区民相談室及び品川区立武蔵小山創業支援センターとの連携のもと、行政書士による無料相談を定期的実施しております。

皆様の日々の暮らしの中での悩みや、ビジネス、事業に関する相談等に、専門知識と豊富な相談経験を有した行政書士が親身に対応させていただきます。「頼れる街の法律家」行政書士に相談することで、皆様のお悩みを解決する糸口を見つけるきっかけにもなります。ぜひお気軽にご利用ください。

★ 悩んでないでまず相談！ ★

### 品川区役所・区民相談室

大井町

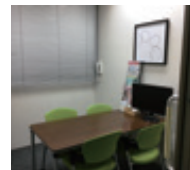


▲ 区民相談室入口  
看板が目印  
▼ 品川区役所  
第三庁舎 3階  
区民相談室で  
実施中！

- 暮らしのお困りごとについての相談に幅広く対応しています！
- 建設業や飲食業等の各種許認可、相続・遺言、成年後見、外国人の在留許可、会社設立などの手続き等のご相談にぜひご利用ください！
- 毎週、行政書士相談を実施している自治体は、品川区をはじめ区内ではごくわずかです。ぜひこの無料相談を利用して、お悩み解決のきっかけ作りにしましょう！
- 毎週金曜日（第5金は除く）実施中 **<予約制>**

### 武蔵小山創業支援センター

武蔵小山  
駅前



▲ 広くて落ち着いた  
相談ルーム



▶ キッズ& Biz武蔵小山内  
創業支援センターで実施中

- 創業準備中あるいは創業後の起業家を対象にした行政書士ならではの専門相談です！
- 事業や創業に関する許認可や外国人の雇用、株式会社等の法人設立・運営管理、企業取引の文書作成、事業承継等の相談にぜひご利用ください！
- 毎月最終木曜日実施中 **<予約制>**

## 行政書士による無料相談のご予約方法

場 所	品川区役所・区民相談室	武蔵小山創業支援センター
対 象	区内在住・在勤・在学者の方	区内在住で、会社を既に経営されている方 起業・事業承継をご検討中の方
実施日時	毎週金曜日（第1～4金曜日） ① 13:00～13:40 ② 13:45～14:25 ③ 14:30～15:10 ④ 15:15～15:55	毎月最終木曜日 14時～17時
相談時間	40分以内 <b>予約制</b>	1時間以内 <b>予約制</b>
予約方法	❖ 相談日1週間前の午前9時から電話で ご予約ください（先着順） <b>03-3777-1111</b> (代)	下記ホームページのお申込みフォームから ご予約ください（先着順） <a href="https://musashikoyama-sc.jp/">https://musashikoyama-sc.jp/</a> <b>03-5749-4540</b>

❖ ご予約のお電話をいただいた際に、区民相談室受付担当が、ご相談内容により適した専門家（弁護士、税理士等）の相談や区民相談窓口等をご紹介します場合があります。あらかじめご了解ください。ご相談時に直接受任は行っておりません。最適な相談窓口をご紹介しますさせていただきます。

発行所 東京都行政書士会品川支部  
めーぶる 第4号  
2020年3月31日発行  
発行人 金子 琢哉

発行所 東京都行政書士会品川支部  
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目20番8号 I NOビル大崎502  
TEL 03-3490-1650 FAX 03-6807-2580  
WEB <https://shinagawa-tokyo-gyosei.com/>  
編集人 佐藤 英樹 長谷部 博昭